

# (介護予防) 訪問看護 重要事項説明書 (介護保険・医療保険)

この「(介護予防) 訪問看護 重要事項説明書」は、ナイスケアの(介護予防) 訪問看護サービスを受けられる際に、ご利用者やそのご家族に対して当社の事業運営規程の概要、訪問介護従事者などの勤務体制等、ご利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を契約締結の前に説明し同意を得るものです。

## 1 ナイスケア訪問看護ステーションが提供するサービスについての相談窓口

電話：03-3717-3681

営業時間：月～金 9：00～18：00 土曜、日曜、祝日及び年末年始は除く

担当：管理者（今村 円）

※緊急を要する場合、上記の営業日、営業時間に限らずご相談を承ります。

## 2 当社の訪問看護ステーションの特徴等

### (1) 運営の方針

- ① ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。
- ② ステーションは事業の運営にあたって、必要ときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めます。
- ③ ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にただちに防止策を講じ区市町村へ報告します。

## 3 ナイスケア訪問看護ステーションの概要 (令和6年4月1日 現在)

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ナイスケア訪問看護ステーション (事業所番号 1361090135)
所在地	〒152-0033 東京都目黒区大岡山 1-5-15 NCビル 2F
サービス提供地域	目黒区・世田谷区の一部・大田区の一部 ※提供地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

### (2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	看護師	1人		契約・苦情相談等
訪問看護師	看護師・准看護師	2人	2人	サービス連絡調整等

### (3) サービス提供の基本的な時間帯

月～金 9：00～18：00 ※その他、別途ご相談下さい。

## 4 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、(介護予防) 訪問看護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※介護保険利用者：居宅サービス計画又は、介護予防サービス計画（以下、「ケアプラン等」という）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

※医療保険利用者：相談支援利用計画の作成を依頼している場合は、事前に相談支援専門員とご相談下さい。

### (2) サービスの終了

#### ① ご利用者の都合でサービスを終了する場合。

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。なお、文書は当社で用意してありますので、必要ときはお申し出下さい。

#### ② 当社の都合でサービスを終了する場合。

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

I. ご利用者が3か月以上の介護保険施設等への入所、病院等への入院となった場合。

※予定される入院、繰り返す入院等はお相談ください。

II. 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。

III. ご利用者が亡くなられた場合および被保険者資格を喪失した場合。

(3) その他

- ① 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ② ご利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず2週間以内に支払われない場合、またはご利用者やご家族の方などが当社のサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

6 サービス内容

- ・健康状態の観察や判断
- ・人工呼吸器、在宅酸素、経管栄養、カテーテルなどの医療的ケアや管理
- ・リハビリ（指導）、嚥下訓練など
- ・日常生活の援助（入浴などの清潔ケアや食事の介助など）
- ・育児相談や介護相談、地域連携など
- ・ターミナルケア
- ・療養、看護・介護方法のアドバイス

7 利用料金

(1) 利用訪問看護費及びその他加算等の料金に関しては、別紙にてご案内致します。

(2) 交通費

介護保険適用の場合は、前記3の(1)のサービスを提供する地域への交通費は無料です。それ以外の地域へのサービス提供の場合及び、医療保険適用の場合は、当事業所の従事者がお伺いするための交通費の実費を頂戴します。1キロメートル当たり 110円（税込）

(3) サービスの中止に関わるご利用者負担金（消費税がかかります）

急なご利用者のご都合によるサービス中止の場合は、下記の料金をお支払い頂きます。

サービス中止が必要となった場合は至急ご連絡下さい。(03-3717-3681)

ご利用の前日 18:00 までにご連絡いただいた場合	無 料
前日 18:00 以降にご連絡いただいた場合	1日の利用料金の1割

(4) その他

ご利用者のお住まいで、サービスを提供するために必要な、水道・電気・ガス等の費用はご利用者のご負担になります。

(5) 料金の支払い方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので月末までにお支払いください。お支払い頂きますと、領収証を発行します。お支払方法は、銀行あるいは郵便局の自動引落しです。

但し、これによりがたい場合は、ご利用者が手数料を負担して、次の口座に振替・振込によって支払うことができます。

- ・郵便局の場合 郵便振替用紙 口座番号：00160-2-186422 加入者：株式会社ナイスケア
- ・銀行の場合 みずほ銀行 自由が丘支店 普通預金  
口座番号：1831166 口座名義：株式会社ナイスケア

8 契約内容及び事業所内容の変更について

報酬改定に伴う料金等の変更、事業所内容等の変更が生じた場合は、文章にて通知致します。

## 9 介護保険法及び厚生労働省令の改正について

国に定める「介護給付費（介護報酬）」および自治体が定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例」等に改正があった場合、当社の料金体系及び人員、設備及び運営に関する基準は、国が定める「介護給付費（介護報酬）」および自治体が定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例」等に準拠するものとします。

## 10 サービスの内容等に関する相談、苦情の窓口

### (1) 当社窓口

株式会社ナイスケア（本社）	03-3717-3343
ナイスケア訪問看護ステーション 管理者	03-3717-3681

### (2)

東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口 受付時間（土・日・祝日を除く） 9：00～17：00	千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階	03-6238-0177
---	------------------------------	--------------

※苦情への対応について当事業所は、ご利用者に対して、自ら提供した（介護予防）訪問看護サービスに係る苦情を受付けた場合、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- |                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| ①苦情の受付              | ②苦情内容の確認                  |
| ③苦情解決責任者等への報告       | ④ご利用者への苦情解決に向けた対応の事前説明・同意 |
| ⑤苦情の解決に向けた対応の実施     | ⑥再発防止、および改善の実施            |
| ⑦ご利用者への苦情解決結果の説明・同意 | ⑧苦情解決責任者等への最終報告           |

## 11 当社の概要

名称・法人種別 株式会社ナイスケア  
代表者役職・氏名 代表取締役 徳永 泰行  
本社所在地 東京都目黒区大岡山 1-1-8

営業所 訪問介護ナイスケア（目黒区）・訪問介護ナイスケア世田谷（世田谷区）  
訪問介護ナイスケア大田（大田区）・訪問介護ナイスケアたまがわ（川崎市中原区）  
訪問看護ステーション・介護タクシー・福祉用具貸与、販売・住宅改修  
居宅介護支援事業所 4ヶ所  
その他 介護職員養成研修機関 等

以上

# 別紙 料金表

介護保険料金（地域単価 11.40）

令和6年6月1日適用

## （1）訪問看護費

	(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
20分未満	314	3,579円	358円	716円	1,074円
30分未満	471	5,369円	537円	1,074円	1,611円
30分以上1時間未満	823	9,382円	939円	1,877円	2,815円
1時間以上1時間30分未満	1,126	12,836円	1,284円	2,568円	3,851円

## （2）介護予防訪問看護

	(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
20分未満	303	3,454円	346円	691円	1,037円
30分未満	451	5,141円	515円	1,029円	1,543円
30分以上1時間未満	794	9,051円	906円	1,811円	2,716円
1時間以上1時間30分未満	1,090	12,426円	1,243円	2,486円	3,728円

- ・法定代理受領の場合は上記費用額の1割又は2割又は3割。ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。
- ・同一建物に対する減算に該当する場合は、上記単位数の10%減
- ・准看護師が指定訪問看護を行った場合は、上記単位数の10%減（※は2%減）
- ・夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合は、上記単位数の25%増、深夜（22:00～6:00）の場合は、上記単位数の50%増

## （3）その他加算

サービス内容		(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満1回につき	+254	2,895円	290円	579円	869円
	30分以上1回につき	+402	4,582円	459円	917円	1,375円
複数名訪問加算（Ⅱ）	30分未満1回につき	+201	2,291円	230円	483円	688円
	30分以上1回につき	+317	3,613円	361円	723円	1,084円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3,420円	342円	684円	1,026円
<u>緊急時訪問看護加算（Ⅱ）</u>	1月につき	+574	6,543円	655円	1,309円	1,963円
<u>特別管理加算（Ⅰ）</u>	1月につき	+500	5,700円	570円	1,140円	1,710円
<u>特別管理加算（Ⅱ）</u>	1月につき	+250	2,850円	285円	570円	855円
<u>ターミナルケア加算※</u>	死亡月につき	+2,500	28,500円	2,850円	5,700円	8,550円
初回加算（Ⅰ）	1月につき	+350	3,990円	399円	798円	1,197円
初回加算（Ⅱ）	1月につき	+300	3,420円	342円	684円	846円
退院時共同指導加算	1回につき	+600	6,840円	684円	1,368円	2,052円
看護・介護職員連携強化加算※	1月につき	+250	2,850円	285円	570円	855円

※（1）訪問看護費のみの加算

介護保険の計算方法（1）又は（2）+（3）

# サービスの内容等に関する行政の苦情相談、虐待相談・通報、その他の窓口

サービス提供地域の詳細は、下記のとおりです。

## ①目黒区

②世田谷区の一部（東玉川、奥沢1丁目から3丁目、玉川田園調布、奥沢4丁目から8丁目  
玉堤、等々力、尾山台、上野毛、野毛、中町、上用賀、用賀、玉川、瀬田、玉川台、駒沢  
3丁目から5丁目、駒沢公園、新町、桜新町、深沢）

③大田区の一部（嶺町、田園調布、鶴木、久が原、雪谷、千束）

※提供地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

## 1. 目黒区 苦情相談窓口

目黒区健康福祉部介護保険課介護保険管理係 受付時間 月～金 8:30～17:00 土・日・祝日、12/29～1/3 を除く	目黒区上目黒 2-19-15	03-5722-9574
---	----------------	--------------

### 目黒区 虐待相談・通報（高齢）、その他の相談窓口

目黒区の地域包括支援センター	利用時間 月～金 8:30～19:00 土 8:30～17:00	
北部包括支援センター	目黒区大橋 1-5-1 クロスエアタワー9階	03-5428-6891
東部包括支援センター	目黒区上目黒 2-19-15	03-5724-8030
中央包括支援センター	目黒区中央町 2-9-13 食販ビル 2階	03-5724-8066
南部包括支援センター	目黒区碑文谷 1-18-14 碑小学校内南西側	03-5724-8033
西部包括支援センター	目黒区柿の木坂 1-28-10	03-5701-7244

## 2. 世田谷区 苦情相談窓口

世田谷区高齢福祉部介護保険課 受付時間 月～金 8:30～17:00 土・日・祝日、12/29～1/3 を除く	世田谷区世田谷 4-22-33	03-5432-1111
---	-----------------	--------------

### 世田谷区 虐待相談・通報（高齢）、その他の相談窓口

世田谷区の保険福祉課	受付時間 月～金 8:30～17:00	
世田谷区総合支所保健福祉課	世田谷区世田谷 4-22-33	03-5432-2850
北沢総合支所保健福祉課	世田谷区北沢 2-8-18	03-6804-8701
玉川総合支所保健福祉課	世田谷区玉川 2-20-21	03-3702-1894
砧総合支所保健福祉課	世田谷区成城 6-2-1	03-3482-8193
烏山総合支所保健福祉課	世田谷区南烏山 6-22-14	03-3326-6136

## 3. 大田区 苦情相談窓口

大田区福祉部介護保険課介護サービス担当 受付時間 月～金 8:30～17:00 土・日・祝日、12/29～1/3 を除く	大田区蒲田 5-13-14	03-5744-1655
--	---------------	--------------

### 大田区 虐待相談・通報（高齢）

地域包括支援センター大森	大森西二丁目 16番2号 区民活動支援施設大森【こらぼ大森】内	03-5753-6331
地域包括支援センター平和島	大森東一丁目 31番3号 105 大森東地域センター1階	03-5767-1875
地域包括支援センター入新井	大森北四丁目 6番7号 大森北四丁目複合施設 2階	03-3762-4689
地域包括支援センター馬込	中馬込一丁目 19番 1-101号	03-5709-8011

地域包括支援センター南馬込	南馬込三丁目 13 番 12 号	03-6429-7651
地域包括支援センター徳持	池上七丁目 10 番 5 号	03-5748-7202
地域包括支援センター新井宿 (大森医師会)	中央一丁目 21 番 6 号 新井宿特別出張所 2 階	03-3772-2415
地域包括支援センター田園調布	田園調布一丁目 30 番 1 号 田園調布特別出張所 2 階	03-3721-1572
地域包括支援センターたまがわ	下丸子四丁目 23 番 1 号 特別養護老人ホームたまがわ内	03-5732-1026
地域包括支援センター久が原	仲池上二丁目 24 番 8 号 特別養護老人ホーム池上となり	03-5700-5861
地域包括支援センター上池台	上池台五丁目 7 番 1 号 特別養護老人ホーム好日苑内	03-3748-6138
地域包括支援センター千束 (田園調布医師会)	北千束二丁目 35 番 8 号 千束特別出張所内	03-3728-6673
地域包括支援センター六郷	仲六郷二丁目 44 番 11 号 六郷地域力推進センター 2 階	03-5744-7770
地域包括支援センター西六郷	西六郷三丁目 1 番 7 号 プラウドシティ大田六郷 1 階	03-6424-9711
地域包括支援センターやぐち	矢口一丁目 23 番 12 号 特別養護老人ホームゴールデン鶴亀ホーム内	03-5741-3388
地域包括支援センター西蒲田	西蒲田七丁目 49 番 2 号 社会福祉センター 7 階	03-5480-2502
地域包括支援センター新蒲田	新蒲田一丁目 18 番 16 号 新蒲田一丁目複合施設 3 階	03-6715-9731
地域包括支援センター蒲田	蒲田二丁目 8 番 8 号 特別養護老人ホーム蒲田内	03-5710-0951
地域包括支援センター蒲田東	蒲田五丁目 37 番 1 号 ニッセイアロマスクエア 1 階	03-5714-0888
地域包括支援センター大森東	大森南四丁目 9 番 1 号 大森東特別出張所 2 階	03-6423-8300
地域包括支援センター糞谷	東糞谷一丁目 19 番 21 号 東糞谷老人いこいの家内	03-3741-8861
地域包括支援センター羽田	羽田一丁目 18 番 13 号 羽田地域力推進センター 2 階	03-3745-7855

#### 4. その他の相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 受付時間（土・日・祝祭日を除く）9：00～17：00	千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階	03-6238-0177
--	------------------------------	--------------

以上